

3

才十七方面軍司令部の停戦協定案と

朝鮮進駐に関する連合国側の要求

朝鮮に於ては、終戦と共に、各地に独立示威の運動が行われ、一時
民心の動揺があり、且つ一規模乍ら一局部的に不逞の徒による不法
行為が散見したが、(対警察官暴行、神社に対する放火、食糧掠奪、囚人
の逃亡其他)、日本の軍警の治安維持の力は尚十分保持せられ、甚し
く憂慮すべき事態は生起しなかつた。併し日を重ねるに従つて、北
に於ける「ソ」軍の不法行為に基く混乱は朝鮮にも波及せんとするに
至つたので、才十七方面軍に於ては、此の旨、中央に報告し、又、日
本政府は、之により、連合国最高司令部に対し、將來進駐する米軍
に於ては新くの如き非行の避せざるよう注意を要請する と共に、速
かに日本軍に代つて治安維持に任ずべき連合軍の籌備と、又、日本軍
の武装解除及日本行政機関との引継に關し事前に十分現地の實状を考
慮すべきこととを 強調した。

0081

第十七号朝鮮軍司令部に送るは、米軍の進軍に先立ち、彼等の間に取決め
られるべき停戦協定の内容に關し、種々研究しつづつたが、下旬そ
の一案を得、八月二十八日、之を中央に報告した。その内容の要旨は
次の通りであつた。

朝鮮の対米現地交渉案

昭 二〇、八、二八

次 長 鹿

「京城」兼部隊參謀長

兼參電才一〇七号

朝鮮に於ける対米軍停戦協定は、兼部隊長軍官を代表し折衝する如
く予定し提案要項として準備しある事項は左の如くである。(骨子)

一、米軍は朝鮮が本土として現在に及べる特殊事情の存在を認める
こと。

二、今次戦争に於ける朝鮮の地は、未だ直接戦場の惨害を被つて居
ないのに鑑み、日本軍は流血破壊の惨を見ずして整々と停戦協

定及之の迅速に処理完了する事を念願し努力して居るので、米軍も紳士的なるを切望する。

又、日米両軍間に不祥事件の發生を予防する為、兩軍の接触は勉めて之を避け、且、米軍駐屯地域は当初成るべく局限すること。又、米軍の進駐は日本軍を退去せしめ、且、米軍の受入れ準備完了の後に於て行ふこと。

東城地区に於ては其の特性に鑑み、本件に関し特別の考慮を払ふこと。

又、日本軍移動の為、各種輸送機関及移動に必要な通信機關の保有及使用を認めること。

朝鮮の治安は、兵力に依り確保せられて居る実情に鑑み、憲兵及日本軍の武装は、米軍の進駐と関連し、相違長期に亘り保持すると共に、又、軍隊が武装解除する場合に於ても軍隊の内地進駐時同様新武器を引渡す如くすること。

軍の聯合、日本武士道の風俗より、軍紀は舊來傳統の異、一組織

0083

本領等一部の私物品の携行を許し、下士官兵帯刀、帯剣及銃具を許することとする。

各司令部及部隊本部の武裝解除は、其の部下軍隊の全兵力の武裝解除完了後に於て行ふこと。

又満洲及支那より日本軍隊及國民を日本へ輸送の爲、朝鮮は鉄道輸送及輸送間の食料、衣料及必要なる保護を爲し、且、右輸送は、鉄道及船舶輸送の不足と内地の汽車輸送及爆撃に伴う住宅の不足等に依り極端長期に亘り、且、金員の短乏なる輸送は殆ど不可能である現況を十分考慮し、必要なる措置を講ずること、之が爲

(1) 内地船運措置は日本軍及官憲に依り行ふこと。

(2) 鉄道及船舶輸送を認め、且、之に自動車貨車を供与すること。

(3) 鉄道運賃は現行の儘とし、且、鉄道運賃輸送及警備に必要なる日本軍隊の配置を認めること。

(4) 給食及衛生の爲必要なる処置を認め、特に、食糧輸送機関の

運行を認めること。

六 朝鮮の食糧不足食糧確保の要旨を詳知し、總ての計画は、開城をからしむる如くし、米日兩軍共相互責任の開展を明らかにして行ふものとする。

日本軍の撤収は、米軍の警備完了と共に逐次実施すること。

又、部隊交代後の日本軍の配置は、食糧・治安・武装解除及内地帰還等を考慮し、現状を破壊したり、混亂が生じないように適切に実施せられること、之が為

(1) 日本軍隊の給養は、現に保有しある物資及鮮内物資に依り、自隊に於て実施するものとする。之に必要な輸送機関の確保及運行を認めること。

(2) 清洲よりの食糧並に清支よりの石炭・塩及衛生材料等の輸入を認め、且、之に就き積極的轉送を行ふこと。

(3) 物資維持とも関連し、日本軍及國民の食糧の確保に就き考慮すること。

0085

本軍の進駐部隊は、治安維持に際する如く定めらる。

又、特に航空部隊は、既に内地帰還を命令せられて居るので、
朝鮮方面の飛給に便なる地域に集結すること。

又、米軍の進駐部隊の宿舎及び食糧供給等は、鮮内の実情及
新打合せの関係上、過分の閣議督府に於て調弁することとし、
米軍は直接一般市民に命令しないより希望する。

朝鮮内の治安は、特殊事情より日本軍隊の引揚げ地区に於ても
治安維持の爲には日本憲兵及び警察官を活用せられ度。

八 通信連絡

部隊指揮連絡及び鉄道運行等の爲め、通信組織は、取敢ず現状
の儘使用し、逐次接收する如く措置すること。

又部隊の移動に際する爲、通信機關の保有を認め、且、指揮連
絡の爲、飛行機及自動車の使用並に之に伴う随勤務員（整備・
気象・通信及保安等）の保有及勤務実施に方り、必要なる燃料
及油脂等の保有を認めること。

0086

大區復興係

- (2) 現に使用中の患者収療機関は、過分の開闢を要求の儘、日本軍に於て確保を認め、且、其の潤價及開設は、患者収療の概算に厚し日本軍に於て自主的に決定する如く承認すること。
- (3) 収療並に防疫用資材は概ね一年分の保有を認めること。
- (4) 一連軍需品及軍隊の移動停止間と雖も、患者の日本への輸送を認め、且、移動の爲鉄道及自動車等の使用を認めること。
- 一 Q 満洲・支那及朝鮮鉄道の一貫性を認め、三地域の鉄道運行の趨勢に物資及輸載材料の相互乗り入れは、現狀通り、實施する如く積極的轉換を希望する。
- 一 一、治安維持是地より過分の關日本軍各級司令部・部隊本部官庁及会社等は現在の業務を継続し、又、一般民衆生活は現狀の儘とする。

八月二十日、連合總司令部會室に大東亞會議で、才二十一号電を以て、
連合總司令部に對し、連合總司令部に對し、連合總司令部に對し、

0087

但し、一切の警察及憲兵並に通常の管理の任務上必要なる非武
裝軍人は此の限りでない。

同九月六日十二時を期して興行すべき事項

仁川港に対する誘導艦並出の件（、、、略、、、）

又九月七日、朝鮮總督府及北緯三十八度以南の在朝鮮日本軍司令
官の責任ある代表者は、仁川港に於て、朝鮮方面合衆國陸軍部
隊司令官に對し、上陸に關する報告をせよ。

、、、後略、、、

北緯三十八度以南の在朝鮮日本軍司令官は、合衆國才二十個軍
團司令官よりの無線通報若くは直接連絡その他の指令に應じな
ければならぬ。

方面軍に於ては、右の通過に對し、前述対策協定案の研究を續行する
と共に、部隊の移動、準備、兵器彈藥等の引渡の準備等を自直
的に辦理し、又、特に、居留民の保護を含む治安警備にその万全を期
す事無く進み警備する地獄であらう。